

# 危険なブロック塀などを撤去しましょう

撤去費用を補助します

上限  
**16万円**

撤去工事費の  
**80%を補助**



一般財団法人 消防防災科学センター（災害写真データベース）

香川県及び県内の市町では、大規模な地震などの自然災害が発生した際に、ブロック塀などの倒壊による事故を防ぎ、県民の皆様の安全・安心を確保するため、道路に面した危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助する制度を新たに創設しました。

## 補助の対象となる塀（危険なブロック塀）

市町が補助要綱で定める避難路や通学路などの道路※に面した民間の塀のうち、点検の結果、「危険」と判断された補強コンクリートブロック造などの塀で、高さが1.2メートルを超えるもの。

※補助の対象となる道路は、市町によって異なりますので、市町担当窓口にご相談ください。

## 補助額

撤去工事（撤去費・処分費）に要する費用の80%（上限16万円）を補助します。

（例）撤去工事費が20万円以上の場合は、16万円を補助します。

撤去工事費が20万円未満の場合は、撤去工事費の80%を補助します。



# 危険ブロック塀等撤去補助 Q&A

**Q 危険なブロック塀の築造年月による要件はありますか。**

A 築造年月の要件はありません。

**Q 申請者の要件はありますか。**

A 原則として、危険なブロック塀等の所有者が申請者となりますが、親子や配偶者の関係であれば申請することができます。

**Q 道路に面する全ての危険なブロック塀を撤去する必要がありますか。**

A 原則として、道路に面している部分はすべて撤去する必要があります。ただし、やむを得ず残す必要がある場合は、事前に市町担当者に相談してください。

**Q 法人が所有する危険なブロック塀も対象ですか。**

A 個人、法人所有者のものも対象です。お気軽に相談してください。

**Q 申請書類は、どこで入手できますか。**

A 申請様式は、各市町のホームページからダウンロードできます。また、直接、市町の窓口にも備え付けています。

**Q 申込（受付）期限はありますか。**

A 受付期限は、各市町によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市町にお問合せください。

**Q 新たにフェンスを設置したいが補助の対象となりますか。**

A 危険なブロック塀等の解消を目的としており、新たにフェンス等を設置する工事（整備費用）は、対象になりません。

**Q 建物の建て替え又は解体時に行う危険なブロック塀の撤去は対象になりますか。**

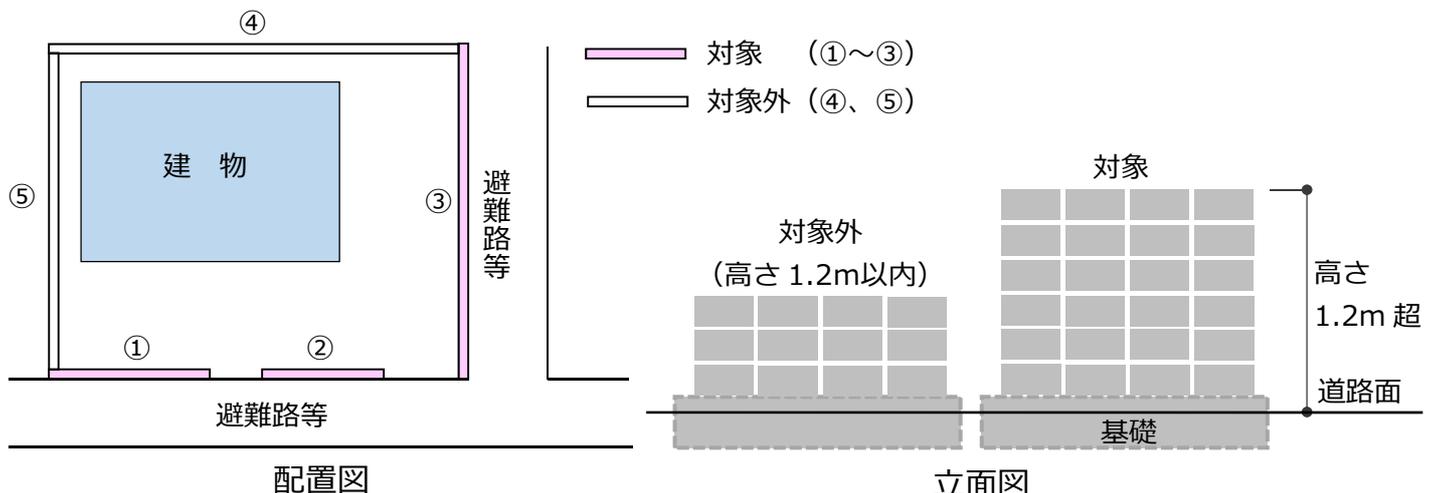
A 対象となります。ただし、補助申請を提出し、市町から交付決定の通知を受けた後に、撤去工事に着手してください。

**Q 点検した結果、安全でしたが、どのように維持管理すればよいですか。**

A 日頃からひび割れや傾き等の老朽化が進んでいないかなどに目を配り、定期的に点検をすることが大切です。

**Q 避難路や通学路などの面したブロック塀とは、どの範囲が補助対象となりますか。**

A 下図に示した範囲が対象となります。



# あなたのブロック塀等は安全ですか？ 今すぐ確認しましょう。

ブロック塀等が以下のいずれかに該当する。  
(詳細は点検表をご覧ください。)

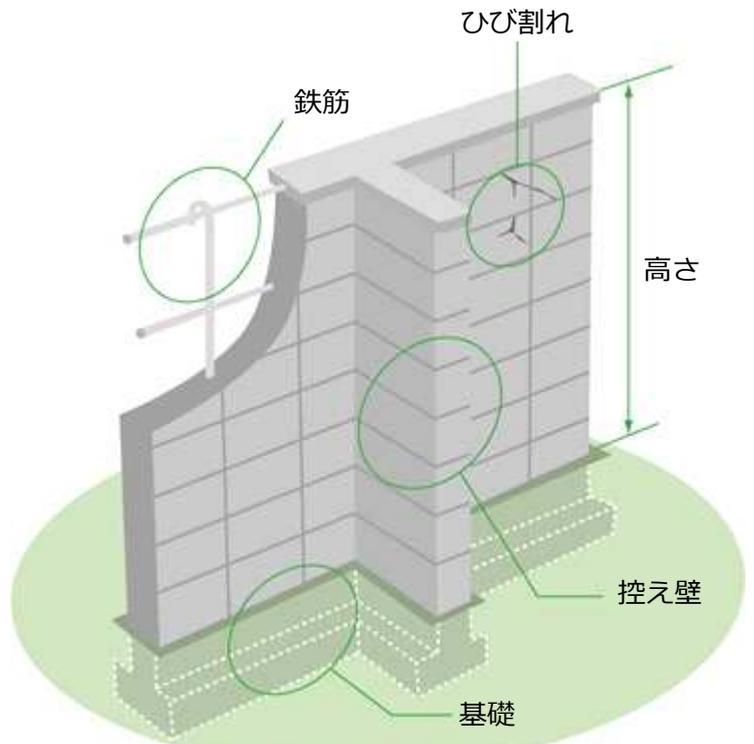
- 塀の高さが地面から 2.2mを超えている。
- 控え壁がない。  
(高さ 1.2mを超える場合のみ)
- 基礎がない。
- 傾き、ひび割れがある。
- 鉄筋がない。
- ぐらつきがある。

1箇所でも該当する項目がある場合

あなたのブロック塀は**危険**です。

早急に撤去等による改善を行いましょ。

撤去費用は、補助の対象となりますので、補助金を活用して危険なブロック塀を解消しましょ。



出典：パンフレット「地震からわが家を守るう」日本建築防災協会

## 大地震によるブロック塀の倒壊事故

- これまでにブロック塀の倒壊による死亡事故は、
  - ・昭和 53 年の宮城県沖地震
  - ・平成 7 年の阪神淡路大震災
  - ・平成 17 年の福岡西方沖地震
  - ・平成 28 年の熊本地震
  - ・平成 30 年の大阪府北部地震
 などで発生しています。



一般財団法人 消防防災科学センター (災害写真データベース)

## 相談窓口・問い合わせ先一覧

高松市 建築指導課 087-839-2488	丸亀市 都市計画課 0877-24-8812	坂出市 建設課 0877-44-5011	善通寺市 建築住宅課 0877-63-6337
観音寺市 建設課 0875-23-3942	さぬき市 都市整備課 087-894-1113	東かがわ市 建設課 0879-26-1302	三豊市 建築住宅課 0875-73-3044
土庄町 建設課 0879-62-7006	小豆島町 建設課 0879-82-7009	三木町 土木建設課 087-891-3307	直島町 建設経済課 087-892-2224
宇多津町地域整備課 0877-49-8012	綾川町 建設課 087-876-5280	琴平町 地域整備課 0877-75-6708	多度津町 建設課 0877-33-1112

まんのう町 建設土地改良課  
0877-73-0107

※市町の補助制度の創設状況については、市町の相談窓口にお問合せください。